



# 法エール



Vol. 68

H26. 8. 20

## ご挨拶

当法人と連携をしている一般社団法人命の尊厳を考える会が、8月2日県民交流会館パレアで「脳から始まる私の健康～ヘルスアート（健康芸術）への展望」というテーマで公開講座を行いました。中原敏博先生、中原和彦先生の両講師を中心に、脳の活性化に基づく健康管理、認知症を未然に防ぐための講義等がありました。ボケを防止するには、何が有用かということの内容でしたが、皆様なんだと思いますか。

先生曰く、それは、「お手玉」だそうです。やったことのある人も多いのともいいますが、お手玉を、空中に放り投げるようにして円状に回していく遊びです。2個までは何とかできますが、3個になるとなかなか難しいですね。また、ゴム紐がついたお手玉を両手の指につけ、ヨーヨーの感覚で、放り投げて戻ってくるお手玉を掴むということで、右脳と左脳が活性化していくのだそうです。私もゴム紐のついたお手玉にチャレンジしましたが、右利きの私は、左手では、うまく掴むことができませんでした。しかし、毎日やり続けていれば、左右共に同じ動きができるようになり、老化防止に繋がるのだそうです。遊び感覚で脳が活性化するというお手玉遊び、皆様もチャレンジされては如何でしょうか。

それでは、今月の法エールもよろしく申し上げます。

（代表社員 大島 隆広）



## 終活への取り組み ～任意後見契約・財産管理契約・見守り契約～



前回、前々回と、「終活」の中に含まれる任意後見契約について少し触れました。今回は任意後見人の仕事について説明していきたいと思っております。

（前回までの振り返り）

任意後見契約とは、将来、自分自身が高齢になり、認知症などによって物事の判断が難しくなったときに備えて、「誰に」「どのようなことを代わりにしてもらおうか」をあらかじめ契約によって決めておくもの。将来、物事の判断が難しくなったとき（判断能力が低下したとき）に、家庭裁判所から任意後見人がちゃんと契約に基づいた仕事をしているかをチェックする「任意後見監督人」が選任されれば、効力は発生する。

## 任意後見人はどういう仕事をするの？

任意後見人は、任意後見契約書に決められた内容にしたがって仕事を行うことになります。

一般的に、任意後見人の仕事は「財産管理」と「身上監護」に分けられます。

財産管理は、例えば、本人に代わって銀行から払戻しの手続きをしたり、施設や入院の費用にあてるために、所有する不動産を売却することなどがあります。他にも、遺産分割協議や保険金の請求なども含まれます。

身上監護は、介護施設の選定や、介護サービス利用の契約、要介護認定の申請や入院手続きを代わりに行うことなどが挙げられます。ただし、実際の介護（入浴介助や食事の介助、デイサービスの送迎など）は、家族として行うことはあっても、任意後見人の仕事ではありません。

なお、任意後見人には、本人が行った契約を同意したり、取消したりすることはできません。

任意後見人は、任意後見契約書にしたがい、本人や任意後見監督人に対して、定期的に仕事の内容を報告しなければなりません。任意後見監督人はこの報告をうけて、家庭裁判所に対して、任意後見人が適切に仕事を行っているか（あるいは行っていないか）を報告することになります。もし、任意後見人の仕事が不適切な場合は、家庭裁判所から解任されることもあります。

次回が終活への取り組みとして、任意後見契約の説明は最後になります。次回は、任意後見契約に関連する財産管理契約や見守り契約について説明したいと思います。

## 判例紹介

### ～キャバクラ嬢の髪型が不当～

(東京高等裁判所 平成18年8月24日判決)

#### (事件の概要)

新宿・歌舞伎町のキャバクラに勤める女性A（27）が、美容室で希望通りのヘアスタイルにしてもらえなかったため苦痛を受けたとして、東京都渋谷区の美容室に600万円の損害賠償を求め裁判を提起した。

Aは、雑誌の写真を示して希望の髪形とカラーリングを依頼したが、担当した美容師が、「自分に任せろ」などと言って、十分な確認をせずにカットを行ったため、女性は、希望より短く切られ、髪形も違ったため、途中で店を出たという事案である。



### （裁判所の判断及び損害について）

裁判官は、「注意義務違反があった」と指摘し、また、「意にそわない髪形で一定期間過ぎさなければならなくなった」ことや、「女性は髪をアピールポイントとしていたのに自信が持てなくなった」等の理由で、金30万円を認定した。

実際の賠償額については、既に裁判前に美容室が女性に支払った約10万円を差し引き、逆に弁護士費用などを加算し、24万円と算定された。

### （コメント）

美容師にならなくてよかった・・・。

担当した美容師は、技術にかなり自信があり、一番似合う髪形にして、Aさんに気に入ってもらえる自信があったのではないかと推測してしまいます。おそらく、Aさんの想像した髪の長さが、かなり短くなってしまったことが最大の原因ではないかと思われます。

もし、私が美容師になっていたら、毎日のように訴訟をされてたかも・・・。



## 司法書士日記



最近、ダイエット・・・というか、日頃の食事と運動不足を本気で見直そうと、いろいろな人とモノの力を借りて挑戦しています。

女性には多いかと思いますが、私も足のむくみがひどく、しかも特に何もケアをしていなかったもので、慢性的に足が太い（いわゆるゾウ足）状態でした。

これじゃいかんっ！！と、食事を野菜中心にし、寝る前のお菓子はもちろん禁止、アルコールもしばらくはガマンガマン、お水はいっぱい飲んで、たまには走ってみたり・・・と2ヶ月ほど続けていたら、なんと3キロ減！！ヤッター！（まあ、もともとちょっと皮下脂肪多めだったのですが・・・）

さて、これからどれだけ維持できるのか、ドキドキの毎日です。

（健軍事務所 司法書士 山崎順子）

# コラム

## ラジオ体操♪

昨年からは健軍事務所の取り組みで、朝礼前にラジオ体操を行っています。はじめは、腕があがらない！首がまわらない！体がいうこときかない……。あちらこちらから悲鳴が上がってました(笑)。でも、毎日やり続けた効果なのか、だいぶ動けるようになった気がします。

ラジオ体操のおかげで、1日をすがすがしく過ごせています。

ラジオ体操様々です♪

(健軍事務所 中村 享子)

## お知らせ



### ~寄り添う支援で笑顔ふたたび~

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

### 命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



## 司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

**龍田事務所** 〒861-8006

熊本市北区龍田3丁目32番18号

TEL : 096-327-9989 FAX : 096-327-9799

**清水事務所** 〒861-8066

熊本市北区清水亀井町16番11号

TEL : 096-346-3927 FAX : 096-346-4044

**薄場事務所** 〒861-4131

熊本市南区薄場町46番地 薄場合合同ビル内

TEL : 096-320-5132 FAX : 096-357-5710

**健軍事務所** 〒861-2106

熊本市東区東野1丁目1番12号

TEL : 096-360-3366 FAX : 096-360-3355